

労働安全衛生法

- ① 総則等.....114
- ② 安全衛生管理体制.....118
- ③ 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置.....124
- ④ 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制.....132
- ⑤ 労働者の就業にあたっての措置.....134
- ⑥ 健康の保持増進のための措置.....138
- ⑦ 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等,監督等.....146
- ⑧ チャレンジ予想問.....148

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働安全衛生法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働安全衛生法における「事業者」は、労働基準法第10条に規定する「使用者」とはその概念を異にするが、「労働者」は、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- B 労働安全衛生法における「労働災害」は、労働者の就業に係る建築物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいうが、例えばその負傷については、事業場内で発生したことだけを理由として「労働災害」とするものではない。
- C 労働安全衛生法における事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務をもっぱら行なっている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとしており、たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は、製造業とはされない。
- D 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を策定しなければならないこととされており、現在、「死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること」などを盛り込んだ平成25年4月から平成30年3月までの5年間にわたる計画が進められている。
- E 労働者は、労働安全衛生法第26条により、事業者が同法の規定に基づき講ずる危険又は健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守らなければならないが、その違反に対する罰則の規定は設けられていない。

解説

A 正しい(法2条2号)。**参**事業者とは、その事業における経営主体のことをいい、個人企業にあってはその**事業主個人**、会社その他の法人の場合には**法人そのもの**を指す。

B 正しい(法2条1号)。労働災害は、労働者が**労働者の地位にあることによって被る災害**であり、事業場内で発生したことだけを理由として労働災害とするものではない。

■労働災害の原因(法2条より) **参**

- ㊦ 労働者の就業に係る建設物、設備、ガス等の物的条件
- ㊧ 労働者の作業行動その他の業務

C 正しい(『労働安全衛生法の詳解 改訂3版』(労働調査会、2009年)203頁)。**参**事業場の範囲では、労基法と同じく、工場、鉱山、事務所、店舗等のように**一定の場所**において相関連する組織下に継続的に行われる作業の一体をいう。

D 正しい(第12次労働災害防止計画)。記述のとおり。

E 誤り。「50万円以下の罰金」という罰則が設けられている(法120条1号)。

㊦ 128頁

①安衛法では、「労働者を使用するもの」に限定しているため、事業主だけで事業を行っているものや同居の親族のみを使用しているものは、ここでの事業者ではない。

㊦ 128頁(B肢)

㊦ 134頁

②同一場所であっても、著しく労働の態様を異にする部門があれば、それぞれ別個の事業場としてとらえることで、安衛法がより適切に運用できる。

㊦ 129頁

㊦ 160頁

■労働安全衛生法の総則等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法の規定によれば、正しいものはいくつあるか。

- ア 労働安全衛生法では、「事業者」は、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」と定義されている。
- イ 労働安全衛生法第3条第3項においては、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者について、「施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。」と規定されている。
- ウ 労働安全衛生法第122条のいわゆる両罰規定について、事業者が法人の場合、その法人の代表者がその法人の業務に関して同条に定められている各規定の違反行為をしたときは、当該代表者が「行為者」として罰せられるほか、その法人に対しても各本条の罰金刑が科せられる。
- エ 労働安全衛生法第29条第2項には、元方事業者の講ずべき措置等として、「元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。」との規定が置かれており、この規定の違反には、罰則が付いている。
- オ 労働安全衛生法第3条第2項では、機械、器具その他の設備の製造者の責務として、機械、器具その他の設備の製造に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない旨が規定されている。

- A 一つ B 二つ C 三つ
 D 四つ E 五つ

解説

ア 誤り。安衛法の「事業者」の定義は、「事業を行う者で、**労働者を使用する者**」である（法2条3号）。**参**設問は、労基法の「使用者」の定義である（労基法10条）。

 128頁

イ 正しい（法3条3項）。設問の法3条3項は、**建設工事の注文者**などに、施工方法や工期等について**安全や衛生に配慮した条件で発注するよう求めたものである**。

 128頁

ウ 正しい（法122条）。両罰規定は、直接違反行為をした者ではない「法人又は人=すなわち事業主」に対しても、**罰金刑**が科されることとしたものである。

 130頁

エ 誤り。設問の規定の違反に、罰則はない（法119条、120条）。**参**法29条は、親企業に比べ下請企業の災害率が高い中で、下請企業が危険、有害性の高い作業を分担することが多く、作業場所が親企業の構内であることから、下請企業の自主的な努力だけでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、設けられたものである。

 162頁等

オ 正しい（法3条2項）。法3条2項は、機械、器具その他の設備の設計、製造、輸入者について、**設計、製造、輸入の段階でこれらの物が使用される際における労働災害を防止するための措置を講じるよう包括的な努力義務を求めたものである**。

 128頁

したがって、C（三つ）が正解となる。

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働安全衛生法に定める安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、総括安全衛生管理者の解任を命ずることができる。
- イ 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。
- ウ 事業者は、産業医を選任すべき事業場以外の事業場については、労働安全衛生法第13条第1項に定める労働者の健康管理等（以下本問において「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。
- エ 事業者は、常時1,000人を超える労働者を使用する事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。
- オ 事業者が労働安全衛生法第17条の規定により安全委員会を設置しなければならない場合、事業者は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときを除き、その委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

- A (アとイ) B (イとウ) C (ウとエ)
 D (エとオ) E (オとア)

解説

ア 誤り。都道府県労働局長は、総括安全衛生管理者の解任を命ずることはできない。なお、業務の執行について**勧告**することはできる（法10条3項）。

■行政の関与 **注**

都道府県労働局長は	事業者に	総括安全衛生管理者の業務の執行について	勧告 できる
所轄労働基準監督署長は		安全管理者・衛生管理者の増員又は解任について	命令 できる

イ 正しい（則23条の2）。記述のとおり。

ウ 正しい（法13条の2，則15条の2第1項）。**参**常時50人未満の労働者を使用する事業場では、産業医の選任義務がなく、労働者の健康管理等について十分に整備されているとは言い難い状況にある。むしろ有所見者の割合はこうした事業場の方が高くなっていることもあるため、平成8年に法13条の2が設けられた。

エ 正しい（則7条1項5号イ）。**参**常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は一定の有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場においても、衛生管理者のうち、1人以上を**専任**とする。

オ 誤り。労働者の過半数代表者の推薦に基づく指名は、委員の半数ではなく、**「総括安全衛生管理者又はそれ以外の者で事業の実施を統括管理する者」以外の委員の半数**について求められる（法17条4項）。

したがってEの組合せ（オとア）が正しい。

 135頁

 150頁

 144頁

 140頁

①**専任**とは、通常の勤務時間を専らその業務に費やすことをいう。

 148頁

正解 E

択一式 安全衛生管理体制

4

H24-9

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働安全衛生法の安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 常時120人の労働者を使用する清掃業の事業場の事業者は、総括安全衛生管理者を選任する義務があるが、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を総括安全衛生管理者に選任し、当該事業場の労働災害を防止するため必要な業務を統括管理させることができる。
- B 常時70人の労働者を使用する建設業の事業場の事業者は、安全管理者を選任する義務があるが、高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後5年間産業安全の実務に従事した経験を有する当該事業場の労働者で厚生労働大臣が定める安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修を修了したものであれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を安全管理者に選任し、当該事業場の安全に係る技術的事項を管理させることができる。
- C 常時60人の労働者を使用する製造業の事業場の事業者は、衛生管理者を選任する義務があるが、第二種衛生管理者免許を有する当該事業場の労働者であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を衛生管理者に選任し、当該事業場の衛生に係る技術的事項を管理させることができる。
- D 常時30人の労働者を使用する運送業の事業場の事業者は、安全衛生推進者を選任する義務があるが、安全衛生推進者養成講習を修了した当該事業場の労働者であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を安全衛生推進者に選任し、当該事業場の労働災害を防止するため必要な業務を担当させることができる。
- E 常時50人の労働者を使用する自動車整備業の事業場の事業者は、産業医を選任する義務があるが、厚生労働大臣の指定する者が行う労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した医師であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を産業医に選任し、当該事業場の労働者の健康管理等を行わせることができる。

解説

- A 正しい(法10条1項・2項, 令2条)。① 総括安全衛生管理者は, 事業場を統括管理する実質的な権限を有するものをもって充てることとされている。
- B 正しい(法11条1項, 令3条, 則5条)。② 安全管理者は, 下記の実務経験を有する者のうち, 厚生労働大臣が定める研修を修了した者等が選任要件とされている。

- ① 大学・高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めた者
 →その後, 2年以上産業安全の実務に従事した者
- ② 高等学校・中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者
 →その後, 4年以上産業安全の実務に従事した者

- C 誤り。製造業においては, ③ 第二種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することはできない(法12条1項, 令4条, 則7条1項)。
- D 正しい(法12条の2, 則12条の2, 12条の3)。④ 安全衛生推進者は, その事業場に専属の者を選任しなければならず, その資格の一つに, 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者がある。
- E 正しい(法13条1項・2項, 則14条2項)。労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した者は, 産業医としてその事業場の労働者の健康管理等を行わせることができる。

➡ 134頁

①清掃業においては, 常時100人以上の労働者を使用する場合に選任。

➡ 137頁

②建設の事業では, 常時50人以上の労働者を使用する場合に選任。

➡ 140頁

③第二種衛生管理者は, 一定の屋外・工業的業種以外の業種にてのみ選任できる。

➡ 146頁

④常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で, 安全管理者を選任すべき業種(いわゆる屋外の・工業的業種)の事業場で選任。

➡ 142~143頁(E肢)

⑤常時50人以上の労働者を使用するすべての業種の事業場で選任。

正解 C

択一式 派遣労働者における安全衛生管理体制等

5

H19-9

難易度 ★★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制及び安全衛生教育に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働者がある事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業を行う者（以下「派遣先事業者」という。）は、派遣中の労働者が安全又は衛生に関し経験を有する者であれば、当該派遣中の労働者を、それぞれ安全委員会若しくは衛生委員会の委員に指名し、又は安全衛生委員会の委員に指名することができる。
- B 派遣中の労働者についての総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び産業医の選任の義務並びに衛生委員会の設置の義務は、派遣先事業者のみに課せられており、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。
- C 派遣中の労働者についての安全管理者の選任の義務及び安全委員会の設置の義務は、派遣元の事業の事業者（以下「派遣元事業者」という。）のみに課せられているが、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣元の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。
- D 労働安全衛生法第59条第1項の規定に基づきいわゆる雇入れ時の安全衛生教育の実施の義務は、派遣先事業者及び派遣元事業者の双方に課せられている。
- E 労働安全衛生法第59条第2項の規定に基づきいわゆる作業内容変更時の安全衛生教育の実施の義務は、派遣先事業者のみに課せられている。

★ 解 説

- A 正しい（昭61.6.6基発333，昭63.10.1基発652）。派遣先事業者は、派遣中の労働者を安全委員会・衛生委員会等の委員に指名することができる。
- B 誤り。総括安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び産業医の選任義務並びに衛生委員会の設置義務は、派遣先事業者及び派遣元事業者双方に課せられている（労働者派遣法45条1項・2項）。また、事業場の規模の算定に当たっては、派遣先・派遣元ともに、派遣中の労働者の数を含めて常時使用する労働者の数を算出する（労働者派遣令6条3項）。
- C 誤り。安全管理者の選任義務及び安全委員会の設置義務は、派遣先事業者のみに課せられている（労働者派遣法45条3項）。また、事業場の規模の算定は、派遣先は派遣中の労働者の数を含めて、派遣元は派遣中の労働者の数を除いて、常時使用する労働者の数を算出する（労働者派遣令6条4項・5項）。
- D 誤り。雇入れ時の安全衛生教育の実施の義務は、派遣元事業者にのみ課せられている（労働者派遣法45条2項）。
- E 誤り。作業内容変更時の安全衛生教育の実施の義務は、派遣先事業者及び派遣元事業者双方に課せられている（労働者派遣法45条1項）。

151頁

151頁

151頁

①作業主任者・統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者の選任も派遣先事業者のみに課せられている。

178頁

H27-9B肢（144頁）参照。

178頁

■派遣労働者に対する安全衛生教育等の実施義務

	雇入れ時の教育	作業内容変更時	特別教育	職長等教育	就業制限
派遣先	×	○	○	○	○
派遣元	○	○	×	×	×

○：義務あり ×：義務なし

正解 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労働安全衛生法に関する次の記述のうち、造船業を除く製造業の元方事業者がその労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合に、法令の規定により講じることが義務付けられている措置として、正しいものはどれか。

- A 元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織の設置及び運営を行うこと。
- B 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等を行うこと。
- C 統括安全衛生責任者を選任すること。
- D つり上げ荷重が1トンのクレーンを用いて行う作業であるときは、当該クレーンの運転についての合図を統一的に定めること。
- E 元方安全衛生管理者を選任すること。

解説

- A 誤り。製造業（特定事業を除く）の元方事業者に対しては、協議組織の設置及び運営を行うことに関する措置を講ずることは義務付けられていない（法30条の2第1項）。
- B 誤り。製造業（特定事業を除く）の元方事業者に対しては、関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育を行う場所の提供等に関する措置を講ずることは義務付けられていない（法30条の2第1項）。
- C 誤り。建設業及び造船業に限り、統括安全衛生責任者を選任しなければならない（法15条1項、令7条）。
- D 正しい（法30条の2第1項、則639条、643条の3）。製造業（特定事業を除く）の元方事業者は「作業間の連絡及び調整」や「クレーン等の運転についての合図の統一」など必要な措置を講じなければならないとされている。

■元方事業者の講ずべき措置 ㉞

製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための措置として、上記の措置を講じるよう義務付けられている。

- E 誤り。製造業の元方事業者には、元方安全衛生管理者の選任義務は課されていない（法15条の2第1項ほか）。

㉞ 162～163頁

①特定元方事業者の講ずべき措置である。

㉞ 162～163頁

②教育に対する指導及び援助等に関する措置は、特定元方事業者の講ずべき措置である。

㉞ 152～153頁

㉞ 162～163頁関連

㉞ 154頁

③元方安全衛生管理者を選任すべき事業の種類は、統括安全衛生責任者を選任すべき事業のうち、建設業に限られている。

正解 D

択一式 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

7

H28-8

難易度 ★★★ 重要度 日

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働安全衛生法に定める労働者の危険を防止するための措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業者は、回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。ただし、直径が50ミリメートル未満の研削といしについては、この限りでない。
- B 事業者は、木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設けなければならない。
- C 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- D 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が接触するおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させなければならない。
- E 事業者は、屋内に設ける通路について、通路面は、用途に応じた幅を有することとするほか、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すると共に、通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないようにしなければならない。

解説

- A 正しい（則117条）。**研削といし**とは、円形のとしいが高速回転する機械。労働者の作業としては、回転している部分に木材や金属の材料を押し当て、その表面を削ったり磨いたりする。この高速回転体に、労働者の体が接触すると大変危険であり、また、研削といしの取付けが緩んでいると、運転中に外れ、飛んでいってしまう危険があるため、規制が設けられている。
- B 正しい（則123条）。**設問**のほか、木材加工用丸のこ盤（横切用丸のこ盤その他反ぱつにより労働者に危険を及ぼすおそれのないものを除く）には、割刃その他の反ぱつ予防装置を設けなければならない旨、規定されている（則122条）。
- C 正しい（則107条1項）。記述のとおり。
- D 誤り。作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に**手袋を使用させてはならない**（則111条1項）。
- E 正しい（則542条）。安衛則では、**通路や足場**についても、規制を定めている。**事業者**は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための**安全な通路**を設け、かつ、これを**常時有効に保持**しなければならない（則540条）。

160頁関連（A～E肢）

①覆いを設けるよう規定されている。

②作業開始前に1分間以上（研削といしを取り替えたときには3分間以上）試運転を義務づけている。

設問のほかに、事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない（則110条）という規定もある。

正解 D

択一式 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

8

H27-8

難易度 ★★

重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■労働安全衛生法に定める労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。それが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- B 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。
- C 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために、作業期間中少なくとも1週間に1回、作業場所を巡視しなければならない。
- D 事業者は、事務所の室（感光材料の取扱い等特殊な作業を行う室を除く。）における普通の作業を行う作業面の照度を、150ルクス以上としなければならない。
- E 事業者は、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積み作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し作業を直接指揮することなど所定の事項を行わせなければならない。

解説

- A 正しい（法21条2項，則519条）。事業者は「労働者が^①墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」と規定されており，設問は，その具体例である。
- B 正しい（法20条1号，則101条1項）。事業者は「機械，器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」と規定されている。設問は，機械の作業部分（動力伝導部分を含む）に労働者が巻き込まれる危険を防止するための措置である。
- C 誤り。特定元方事業者は，**毎作業日**に少なくとも**1回**，作業場所を巡視しなければならない（法30条1項3号，則637条1項）。
- D 正しい（則604条，事務所衛生基準則10条1項）。事業者は，労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を，次の作業の区分に応じた基準に適合させなければならない。^②

■作業面の照度

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

- E 正しい（則151条の70）。記述のとおり。

160頁関連

①法21条2項では，設問のケースのほか，「土砂等が崩壊するおそれのある場所等」も規定されている。

160頁関連

162～163頁

②ただし，感光材料を取り扱う作業場，坑内の作業場その他特殊な作業を行う作業場については，左表の基準の適用はない。

択一式 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

9

H24-10

難易度 ★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労働安全衛生法の労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等に関する次の記述のうち、同法の規定により義務付けられている措置として、誤っているものはどれか。

- A 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。
- B 不整地運搬車を相当の対価を得て業として他の事業者に貸与する者は、所定の除外事由に該当する場合を除き、当該不整地運搬車の貸与を受けた事業者の事業場における当該不整地運搬車による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- C 工場の用に供される建築物を他の事業者に貸与する者は、所定の除外事由に該当する場合を除き、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- D 電気工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行う事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。
- E 重量が1つで0.5トンである貨物を発送しようとする者は、所定の除外事由に該当する場合を除き、当該貨物に見やすく、かつ、容易に消滅しない方法でその重量を表示しなければならない。

解説

- A 正しい（法31条の4）。注文者は、安衛法又はその法令に基づく命令の規定に**違反する指示**をしてはならない。
- B 正しい（法33条1項、令10条3号）。機械等貸与者は、その機械等の貸与を受けた事業者の事業場におけるその**機械等による労働災害**を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- C 正しい（法34条、令11条）。事務所又は工場の用に供される建築物を、他の事業者に貸与する者は、その建築物の貸与を受けた事業者の事業に係るその**建築物による労働災害**を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- D 正しい（法102条、令25条1号）。**電気工作物**を設けている者は、その工作物による労働災害^①を防止するためにとるべき措置について教示を求められたときは、これを教示しなければならない。
- E 誤り。重量表示が必要なのは、一の貨物で、重量が「**1トン以上**」のものを発送しようとする者である（法35条）。

 163頁

 164頁

 164頁

 164頁関連

①ガス工作物、熱供給施設、石油パイプラインについても、同様の教示義務が課されている。

 164頁

正解 E

択一式 機械等に関する規制

10 H25-10

難易度 ★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）のうち、労働安全衛生法第37条第1項の規定に基づき、製造しようとする者が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ都道府県労働局長の許可を受けなければならないものとして正しいものはどれか。

- A フォークリフト
- B 作業床の高さが2メートルの高所作業車
- C 不整地運搬車
- D 直流電圧が750ボルトの充電電路について用いられる活線作業用装置
- E つり上げ荷重が5トンの移動式クレーン

解説

165頁(A～E肢)

特に危険な作業を必要とする機械等として政令で定めるもの(「特定機械等」という)を製造しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

設問は、A～E肢の中で、特定機械等を選ぶ問題であり、「つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン」が対象となる。正解肢(E肢)以外の機械等については、都道府県労働局長の製造許可は不要である(法37条1項、令12条1項4号、クレーン則53条1項)。

■特定機械等(法別表第1、令12条)

- ㉠ ボイラー(小型ボイラー等を除く)
- ㉡ 第一種圧力容器(小型圧力容器等を除く)
- ㉢ つり上げ荷重が3トン以上のクレーン(スタッカー式については1トン以上)
- ㉣ つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン
- ㉤ つり上げ荷重が2トン以上のデリック
- ㉥ 積載荷重が1トン以上のエレベーター
- ㉦ ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト(積載荷重が0.25トン未満のものを除く)
- ㉧ ゴンドラ

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働安全衛生法に定める安全衛生教育等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況（労働者に危険を生ずるおそれのある箇所の状況を含む。以下本問において同じ。）、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であって当該場所で新たに作業に従事することとなったものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。
- B 労働安全衛生法第59条及び第60条の安全衛生教育については、それらの実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該教育が法定労働時間外に行われた場合には、当然割増賃金が支払われなければならない。
- C 労働安全衛生法第60条に定める職長等の教育に関する規定には、同法第59条に定める雇入れ時の教育（同条第1項）、作業内容変更時の教育（同条第2項）及び特別の教育（同条第3項）に関する規定と同様に、その違反には罰則が付けられている。
- D 事業者は、所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、労働安全衛生法第59条又は第60条の規定に基づく安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければならず、また、当該事業者は、4月1日から翌年3月31日までに行ったこれらの規定に基づく安全又は衛生のための教育の実施結果を、毎年一定の期日までに、所定の様式により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- E 労働安全衛生法第59条第1項に規定するいわゆる雇入れ時の安全衛生教育は、派遣労働者については、当該労働者が従事する「当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項」（労働安全衛生規則第35条第1項第8号）も含めて、派遣元の事業者がその実施義務を負っている。

解説

- A 正しい（則642条の3）。建設業の事業を行う特定元方事業者は、関係請負人の労働者でその同一の場所で新たに作業に従事することとなったものに対して、「その場所の状況、その場所で行われる作業相互の関係等」に関し、周知を図るための**場所の提供、使用する資料の提供**等の措置を、関係請負人に対し、講じなければならない。
- B 正しい（法59条、60条、昭47.9.18基発602）。記述のとおり。
- C 誤り。**職長等の教育**に関する規定には、違反に対する**罰則はない**（法119条、120条）。

162頁

179頁

179～180頁関連

■安全衛生教育に関する罰則の適用 **※**

教育の種類	罰則の有無
雇入時の教育	違反に対し、 罰則あり
作業内容変更時の教育	
特別教育	
職長等の教育	違反に対し、 罰則なし

- D 正しい（則40条の3）。記述のとおり。
- E 正しい（労働者派遣法45条）。**雇入時の安全衛生教育**は、**派遣元事業者**がその実施義務を負っている。H19-9の解説 **参**（123頁）参照。

180頁

178頁

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働安全衛生法第61条に定める就業制限に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

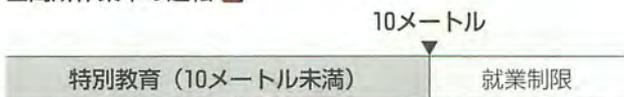
- A 産業労働の場において、事業者は、例えば最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないが、個人事業主である事業者自らが当該業務を行うことについては制限されていない。
- B 建設機械の一つである機体重量が3トン以上のブルドーザーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に係る就業制限は、建設業以外の事業を行う事業者には適用されない。
- C つり上げ荷重が5トンのクレーンのうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のもの運転の業務は、クレーン・デリック運転士免許を受けていなくても、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者であればその業務に就くことができる。
- D クレーン・デリック運転士免許を受けた者は、つり上げ荷重が5トンの移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に就くことができる。
- E 作業床の高さが5メートルの高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務は、高所作業車運転技能講習を修了した者でなければその業務に就くことはできない。

解説

180～181頁(A～E肢)

- A 誤り。**就業制限**に係る業務に就くことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない(法61条2項, 令20条11号)。個人事業主である事業者自らであっても、制限されている。
- B 誤り。設問のような規定はない(法61条, 令20条)。
- C 正しい(令20条6号, 則別表第3)。記述のとおり。
- D 誤り。つり上げ荷重5トンの**移動式クレーン**の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務は、「**移動式クレーン運転士免許**」を受けた者に限り就くことができる(法61条, 令20条, 則41条, 別表第3)。
- E 誤り。「**作業床の高さが10メートル未満**の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務」は、就業制限ではなく、**特別教育**の対象である(高所作業者運転技能講習を修了した者でなくても就くことができる)(法59条3項, 則36条10の5号)。

■高所作業車の運転



正解 C

Date	Date	Date
------	------	------

■労働安全衛生法に定める健康診断に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 常時使用する労働者に対して、事業者を実施することが義務づけられている健康診断は、通常の労働者と同じ所定労働時間で働く労働者であっても1年限りの契約で雇い入れた労働者については、その実施義務の対象から外されている。
- イ 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者については、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則に定める項目について健康診断を実施しなければならない。
- ウ 事業者は、高さ10メートル以上の高所での作業に従事する労働者については、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則に定める項目について健康診断を実施しなければならない。
- エ 事業者は、労働安全衛生規則に定める健康診断については、その結果に基づき健康診断個人票を作成して、その個人票を少なくとも3年間保存しなければならない。
- オ 健康診断の受診に要した時間に対する賃金の支払について、労働者一般に対し行われるいわゆる一般健康診断の受診に要した時間については当然には事業者の負担すべきものとされていないが、特定の有害な業務に従事する労働者に対し行われるいわゆる特殊健康診断の実施に要する時間については労働時間と解されているので、事業者の負担すべきものとされている。
- A (アとウ) B (アとエ) C (イとエ)
 D (イとオ) E (ウとオ)

解説

ア 誤り。有期契約労働者であっても、契約期間が**1年以上**である者は、1週間の所定労働日数の要件（**通常の4分の3以上**）を満たしていれば、いわゆる「**常時使用する労働者**」に該当し、設問の**健康診断の対象**となる（法66条，平5.12.1基発663）。

👉 185頁

イ 正しい（則45条1項，13条1項2号ヌ）。記述のとおり。

👉 186頁

ウ 誤り。高所作業に従事する労働者に対して、設問の健康診断は義務付けられていない（則45条1項，13条1項2号）。

👉 186頁関連

エ 誤り。健康診断個人票の**保存義務期間は5年**である（法66条の3，則51条）。👉面接指導の結果の保存義務期間も5年である。

👉 192頁

オ 正しい（労基法32条，昭47.9.18基発602）。**一般健康診断**は、**業務遂行との関連において行われるものではない**ため、受診に要した時間の扱いは、**労使協議**して定めるべきものとされている。

👉 185頁

なお、健康診断の費用については、安衛法で実施義務を課している以上、事業者が負担すべきものとされている。

したがって、Dの組合せ（イとオ）が正解となる。

正解 D

Date	Date	Date
------	------	------

■労働安全衛生法第66条の8の規定により事業者が行う面接指導に関する次の記述のうち、同条の規定により事業者に義務付けられているものとして、誤っているものはどれか。

- A 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者であって、法定の除外事由に該当しないものに対し、労働安全衛生規則で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。
- B 事業者は、面接指導の結果に基づき、法定の事項を記載した当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。
- C 面接指導の対象となる労働者が、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う法定の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出した場合においても、事業者が行う面接指導を必ず受けなければならない。
- D 事業者は、面接指導の結果に基づく医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- E 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

解説

- A 正しい（法66条の8第1項，則52条の2第1項）。**参**
 時間外・休日労働時間数の算定期日前1月以内に面接指導を受けた労働者や，その他これに類する労働者で面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものは，面接指導の対象者から除かれる。
- B 正しい（法66条の8第3項，則52条の6第1項）。面接指導の記録は5年間，保存しなければならない。
- C 誤り。他の医師の行う面接指導を受け，その**結果を証明する書面を事業者**に提出したときは，事業者が行う面接指導は受けなくてもよい（法66条の8第2項）。
- D 正しい（法66条の8第5項）。事業者は，医師の意見を勘案し，必要があると認めるときは，労働者の実情を考慮して，次の措置を講じなければならない。^①
- ① 就業場所の変更，作業の転換，労働時間の短縮，深夜業の回数の減少等の措置
 - ② 当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告
 - ③ その他の適切な措置
- E 正しい（法66条の8第4項，則52条の7）。**医師からの意見聴取は，面接指導が行われた後，遅滞なく行わなければならない。**^②

189頁

189～190頁

190頁

190頁

①健康診断の実施後においても，同様の措置が義務付けられているが，健康診断では，設問の措置のほか，「作業環境測定の実施」「施設又は設備の設置又は整備」についても規定されている。

190頁

②他の医師による面接指導にあつては，その結果を証明する書面の提出があつた後，遅滞なく行わなければならない。

正解 C

Date	Date	Date
------	------	------

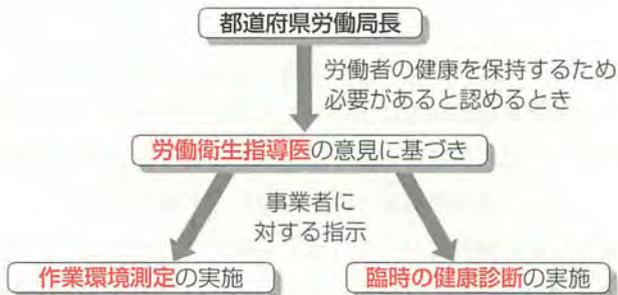
■労働安全衛生法の健康の保持増進のための措置, 安全衛生改善計画等及び監督等に関する次の記述のうち, 誤っているものはどれか。

- A 都道府県労働局長は, 労働安全衛生法第65条の規定により, 作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは, 労働衛生指導医の意見に基づき, 作業環境測定を実施すべき作業場その他必要な事項を記載した文書により, 事業者に対し, 作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。
- B 都道府県労働局長は, 労働安全衛生法第66条の規定により, 労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは, 労働衛生指導医の意見に基づき, 実施すべき健康診断の項目, 健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により, 事業者に対し, 臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
- C 都道府県労働局長は, 労働安全衛生法第66条の8の規定により, 労働者の精神的健康を保持するため必要があると認めるときは, 労働衛生指導医の意見に基づき, 面接指導を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により, 事業者に対し, 面接指導の実施その他必要な事項を指示することができる。
- D 都道府県労働局長は, 労働安全衛生法第79条の規定により, 事業場の施設その他の事項について, 労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは, 安全衛生改善計画作成指示書により, 事業者に対し, 当該事業場の安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる。
- E 都道府県労働局長は, 労働安全衛生法第99条の2の規定により, 労働災害が発生した場合において, その再発を防止するため必要があると認めるときは, 当該労働災害に係る事業者に対し, 期間を定めて, 当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者, 安全管理者, 衛生管理者, 統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

解説

- A 正しい（法65条5項，則42条の3）。記述のとおり。
 B 正しい（法66条4項，則49条）。記述のとおり。

■A・B肢の図解



■労働衛生指導医 示

- ㊦ 都道府県労働局に置かれている。
- ㊧ 作業環境測定又は臨時の健康診断の指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。
- ㊨ 労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- C 誤り。面接指導に関しては，設問のような規定はない（法66条の8ほか）。
- D 正しい（法79条1項，則84条）。都道府県労働局長は，事業場の施設等について，労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは，事業者に対し，安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる。^①
- E 正しい（法99条の2第1項）。都道府県労働局長は，労働災害の再発を防止するため必要があると認めるときは，その事業者に対し，総括安全衛生管理者等に都道府県労働局長が指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

正解 C

📖 129頁

📖 129頁

📖 129頁

📖 195～196頁

①事業者が，安全衛生改善計画を作成する場合は，当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合，当該労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

📖 199頁関連（E肢）

択一式 派遣労働者

16 H27-9

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働安全衛生法の派遣労働者への適用に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生管理者を選任しなければならないが、この労働者数の算定に当たって、派遣就業のために派遣され就業している労働者については、当該労働者を派遣している派遣元事業場及び当該労働者を受け入れている派遣先事業場双方の労働者として算出する。
- B 派遣就業のために派遣される労働者に対する労働安全衛生法第59条第1項の規定に基づくいわゆる雇入れ時の安全衛生教育の実施義務については、当該労働者を受け入れている派遣先の事業者に課せられている。
- C 派遣就業のために派遣され就業している労働者に対する労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づくいわゆる危険・有害業務に関する特別の教育の実施義務については、当該労働者を派遣している派遣元の事業者及び当該労働者を受け入れている派遣先の事業者の双方に課せられている。
- D 派遣就業のために派遣され就業している労働者に対して行う労働安全衛生法に定める医師による健康診断については、同法第66条第1項に規定されているいわゆる一般定期健康診断のほか、例えば屋内作業場において有機溶剤を取り扱う業務等の有害な業務に従事する労働者に対して実施するものなど同条第2項に規定されている健康診断も含めて、その雇用主である派遣元の事業者による実施義務が課せられている。
- E 派遣就業のために派遣され就業している労働者に対して労働安全衛生法第66条の8第1項に基づき行う医師による面接指導については、当該労働者が派遣され就業している派遣先事業場の事業者による実施義務が課せられている。

解説

A 正しい（法12条，労働者派遣法45条1項）。

■派遣先・派遣元の双方に選任・設置義務があるもの

- ① 総括安全管理者，衛生管理者，安全衛生推進者又は衛生推進者及び産業医の選任義務
- ② 衛生委員会の設置義務
- ③ 事業場の規模の算定に当たっては，派遣先・派遣元ともに，派遣中の労働者の数を含めて常時使用する労働者の数を算出する。

B 誤り。雇入れ時の安全衛生教育の実施義務は，派遣元事業者に課せられている（法59条1項，労働者派遣法45条）。

C 誤り。危険・有害業務に関する特別教育の実施義務は，派遣先事業者のみに課せられている（法59条3項，労働者派遣法45条3項・5項）。

D 誤り。有害業務に従事する労働者に対する健康診断の実施義務は，派遣先事業者に課せられている（法66条2項，労働者派遣法45条3項・5項）。

E 誤り。医師による面接指導の実施義務は，派遣元事業者に課せられている（法66条の8，平18.2.24基発0224003）。

■派遣労働者に対する健康診断等の実施義務

	一般健康診断	特殊健康診断	面接指導
派遣先	×	○	×
派遣元	○	×	○

○：義務あり ×：義務なし

151頁
安全管理者の選任義務及び安全委員会の設置義務は，派遣先事業者のみに課せられている（労働者派遣法45条3項）。

また，事業場の規模の算定は，派遣先は派遣中の労働者の数を含めて，派遣元は派遣中の労働者の数を除いて，常時使用する労働者の数を算出する（労働者派遣令7条4項・5項）。

178頁（B肢）
H19-9D肢（122頁），H26-10E肢（134頁）参照。

178頁

187頁

190頁

Date	Date	Date
------	------	------

■労働安全衛生法に基づく監督等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業者は、労働安全衛生法第88条第2項の規定に基づき、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに厚生労働大臣に届け出なければならず、厚生労働大臣は届出のあった当該仕事の計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をし、審査の結果必要があると認めるときは、当該届出をした事業者の意見をきいた上で、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告をすることができる。
- B 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を労働安全衛生法第65条第5項の規定による作業環境測定の実施等の指示又は同法第66条第4項の規定による臨時の健康診断の実施等の指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画させるため必要があると認めるときは、労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させることができる。
- C 厚生労働大臣は、労働安全衛生法第93条第2項又は第3項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合に、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に当該調査を行わせることができる。
- D 労働者が事業場内における負傷により休業の日数が2日の休業をしたときは、事業者は、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- E 労働安全衛生法施行令第1条第3号で定めるボイラー（同条第4号の小型ボイラーを除く。）の破裂が発生したときは、事業者は、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

解 説

A 正しい（法88条2項、89条1項・3項・4項）。事業者は、一定の工事・仕事を開始しようとするときは、その計画を労働基準監督署長又は厚生労働大臣に「**届出**」しなければならない。また、その届出計画のうち一定のものについては、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の行う「**審査**」の対象となる。

① 設問では「**建設業の仕事のうち、重大な労働災害を生ずるおそれのある特に大規模な仕事**で厚生労働省令で定めるものを開始しようとするとき」について問われている。

B 正しい（法96条4項、昭53.2.10発基9）。**労働衛生指導医は、作業環境測定又は臨時の健康診断実施等の指示**に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に**参画**することとされている。

C 正しい（法96条の2第1項）。記述のとおり。

D 誤り。**休業の日数が4日に満たないときは、四半期ごと**に、その**最後の月の翌月末日までに**報告書を提出すればよい（法100条1項、則97条2項）。

E 正しい（法100条1項、則96条1項2号）。事業者は、**事故報告書を提出**しなければならない。**事業者は、**
③ **事業場又はその付属建設物内で火災又は爆発の事故等**が発生したときは、**遅滞なく、報告書を、所轄労働基準監督署長に提出**しなければならない。

⑤ 196～197、198頁

①厚生労働大臣・都道府県労働局長は、審査を行うにあたっては、学識経験者の意見を聴かなければならない。

⑤ 129頁（B肢）

設問のほか、都道府県労働局長は、労働衛生指導医を事業場に立ち入らせ、作業環境測定・健康診断の結果の記録等の物件を検査させることができる。

⑤ 130頁関連

⑤ 130頁

②四半期は、1～3月、4～6月、7～9月、10月～12月に区分される。

⑤ 130頁

③事故報告書は、死傷者数等にかかわらず提出しなければならない。

択一式 心理的な負担の程度を把握するための検査等

18

予想

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■ 医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査に関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- A 医師等は、あらかじめ医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。
- B 医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査実施後に、心理的な負担の程度が厚生労働省令で定める要件に該当した労働者が、面接指導の申出をしたときは、事業者は、医師による面接指導を行わなければならない。
- C 心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当した労働者が、面接指導を受けることを希望する旨の申出をしたときは、事業者は、当該申出をしたことを理由として、その労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- D 事業者は、面接指導による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならないが、労働者のプライバシーへの配慮から、衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会へ報告することは禁じられている。
- E 事業者は、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

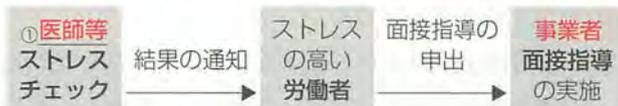
解説

◎出題のねらい◎ストレスチェック制度は平成27年12月より施行された。択一式では未出題のため、本問で知識の整理に役立てたい。

191頁(A～E肢)

- A 正しい(法66条の10第2項)。メンタルヘルス不調の未然防止を図るには、労働者自身が自己のストレス状況を把握しセルフケアをすることも重要と言われている。ストレスチェックの検査結果は、**本人へ通知**されるが事業者には提供しなければならないものではない。
- B 正しい(法66条の10第3項)。厚生労働省令で定める要件に該当した労働者が、面接指導の申出をしたときは、事業者は、**医師による面接指導を行わなければならない**。

■ストレスチェック制度の流れ



①医師等とは、医師、保健師のほか、検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士とされる。

- C 正しい(法66条の10第3項)。事業者は、労働者が面接指導を受けることを希望する旨の申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、**不利益な取扱いをしてはならない**。
- D 誤り。事業者は、「就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない」とされている(法66条の10第6項)。
- E 正しい(則52条の13第2項)。検査を受けた労働者の同意を得て、その労働者の検査の結果の提供を受けた事業者は、当該検査の結果の記録を作成して、これを**5年間保存**しなければならない。

正解 D

択一式 特別安全衛生改善計画等

19

予想

難易度★★ 重要度A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■事業場の安全又は衛生に関する改善措置等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 厚生労働大臣は、重大な労働災害が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、事業者に対し、特別安全衛生改善計画を作成するよう指示することができる。ここでの重大な労働災害とは、労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の第1級から第14級に掲げる障害のいずれかに該当するものとされている。
- B 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。
- C 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成又は変更を指示した場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成について、これらの意見を聴くべきことを命ずることができる。
- D 労働衛生指導医は、事業場の施設等について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる。
- E 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内もしくは附属建設物内において負傷等により休業した場合は、当該休業が4日以上であれば、遅滞なく所轄労働基準監督署長へ提出しなければならない。

解説

●出題のねらい●「特別安全衛生改善計画」も、平成27年の法改正事項である。「安全衛生改善計画」との違いに注意して学習したい。

- A 誤り。特別安全衛生改善計画の作成の対象となる「重大な労働災害」とは、労働者が死亡した場合や、負傷し、又は疾病にかかったことにより、労災則別表第1の第1級～第7級に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもののいずれかに該当するものである（法78条，則84条1項）。
- B 誤り。特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見を聴かなければならない（法78条2項）。
- C 誤り。厚生労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの意見を聴くべきことを勧奨することができるのであり、命ずることはできない（法80条1項）。
- D 誤り。都道府県労働局長は、事業者に対し安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる（法79条1項，則84条）。
- E 正しい（則97条）。事業者は、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなければならないが、当該休業が4日以上の場合は遅滞なく報告しなければならない。^①

195頁

195頁

196頁

195～196頁

130頁

①休業が4日未満であれば四半期ごとに、その最後の月の翌末日までに報告すれば足りる。

■特別安全衛生改善計画と安全衛生改善計画

	指示者	適用
特別安全衛生改善計画	厚生労働大臣 (作成・変更の指示)	重大な労働災害の「再発」を防止するために必要がある場合
安全衛生改善計画	都道府県労働局長 (作成の指示)	労働災害の防止を図るため総合的な改善措置の必要がある場合

正解 E